

通常の学級に在籍する 障害のある児童生徒の支援の現状 及び 今後の検討事項

令和4年6月

1. 特別支援教育の現状について	2
2. 特別支援教育を巡る動向	12
3. 近年の施策	28
3-1 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する 有識者会議	29
3-2 通級による指導	32
3-3 教師の専門性の向上	44
3-4 教員以外の支援スタッフの充実	47
3-5 合理的配慮	50
4. 想定される主な検討事項とスケジュール	53

1. 特別支援教育の現状について

◆ 特別支援教育とは、**障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するという視点に立ち、**一人一人の教育的ニーズを把握**し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

視覚障害

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる**知的機能の発達に遅れ**があり、他人との意思の交換等についての**適応能力も不十分**であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する**器官**が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が**病気のため弱っている**状態や、病気ではないが**身体が不調な状態**が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受ける**ストレス**により、**場面によって話ができない**など、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

発達障害

自閉症

①他者との**社会的関係の形成の困難さ**、②**言葉の発達の遅れ**、③**興味や関心が狭く特定のものにこだわる**という特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れはないが、**聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する**といった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの**習得と使用に著しい困難**に直面している状態

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に**不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性**により、生活上、様々な困難に直面している状態

- ◆ 発達障害とは、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢から現れているものを指す。それぞれの障害の特性は下記のとおり。

	障害の特性（例）
学習障害（LD）	<ul style="list-style-type: none">◆ 聞こえていても、話や指示を正確に聞き取ることが苦手◆ 自分の言いたいことを表現することが苦手◆ 文章をすらすら読んだり、形の整った文字を書いたりすることが苦手◆ 図形や文章題が苦手 等
注意欠陥多動性障害（ADHD）	<ul style="list-style-type: none">◆ 面と向かって話しかけているのに、聞いていないように見える◆ じっとしていない◆ 質問が終わらないのに出し抜けて答えてしまう 等
自閉症（※）	<ul style="list-style-type: none">◆ 暗黙のルールがわかりにくい◆ 対人的距離が持ちにくい◆ 会話のすれ違いが起きやすい◆ 柔軟な対応が苦手 等

※アスペルガー症候群は、自閉症同様、広汎性発達障害に分類される。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成23年度)		(令和3年度)
1,054万人	0.9倍	961万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人 2.3%	1.9倍	53.9万人 <u>5.6%</u>
----------------	------	-----------------------

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人 <u>0.6%</u>	1.2倍	8.0万人 <u>0.8%</u>
----------------------	------	----------------------

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人 <u>1.5%</u>	2.1倍	32.6万人 <u>3.4%</u>
-----------------------	------	-----------------------

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人 <u>0.6%</u>	2.0倍	13.3万人 <u>1.4%</u>
----------------------	------	-----------------------

※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

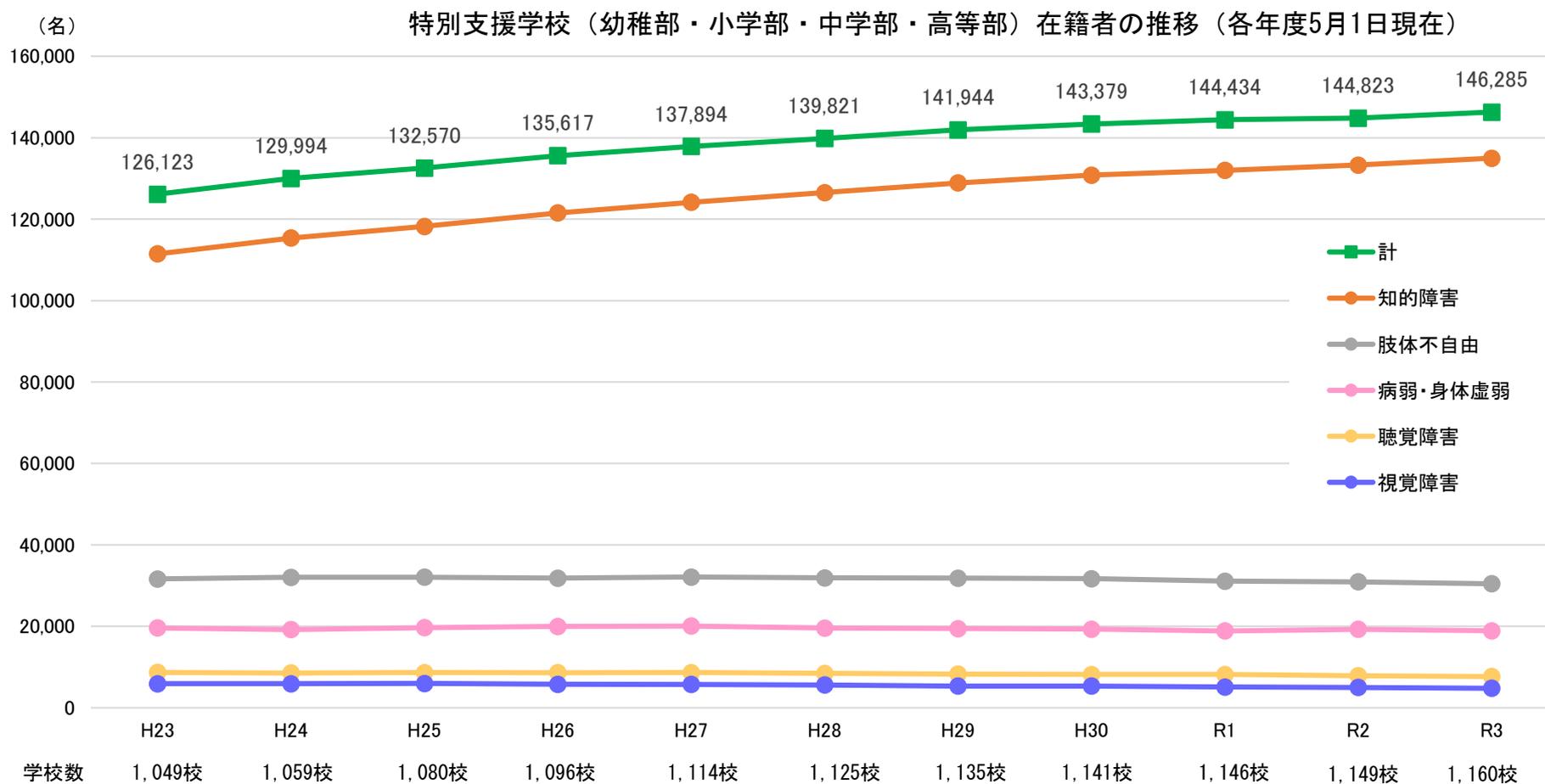
特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 } 義務教育段階の全児童生徒の0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 } 義務教育段階の全児童生徒の3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) } 義務教育段階の全児童生徒の1.4%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

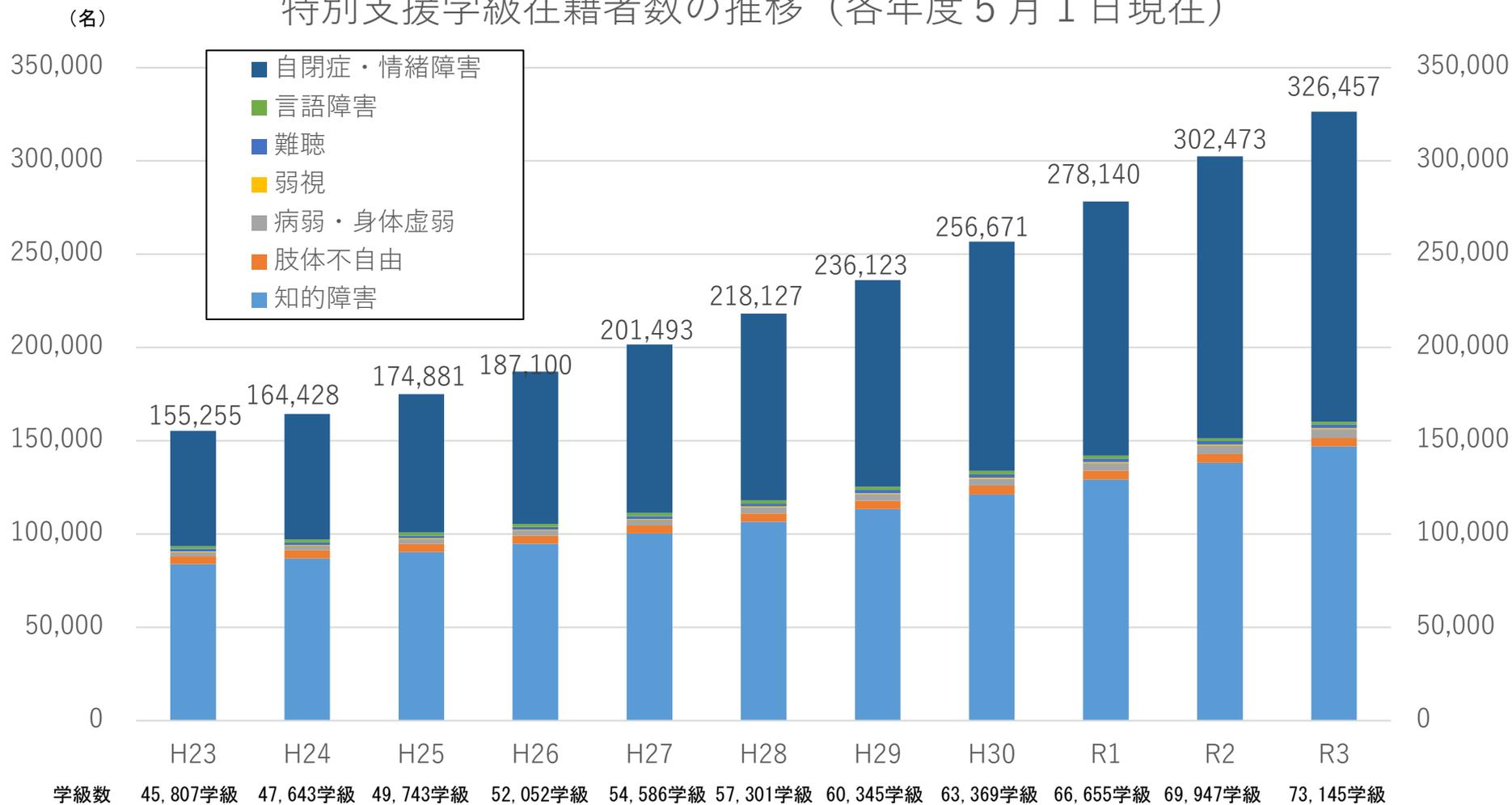
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,740
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

（出典）学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



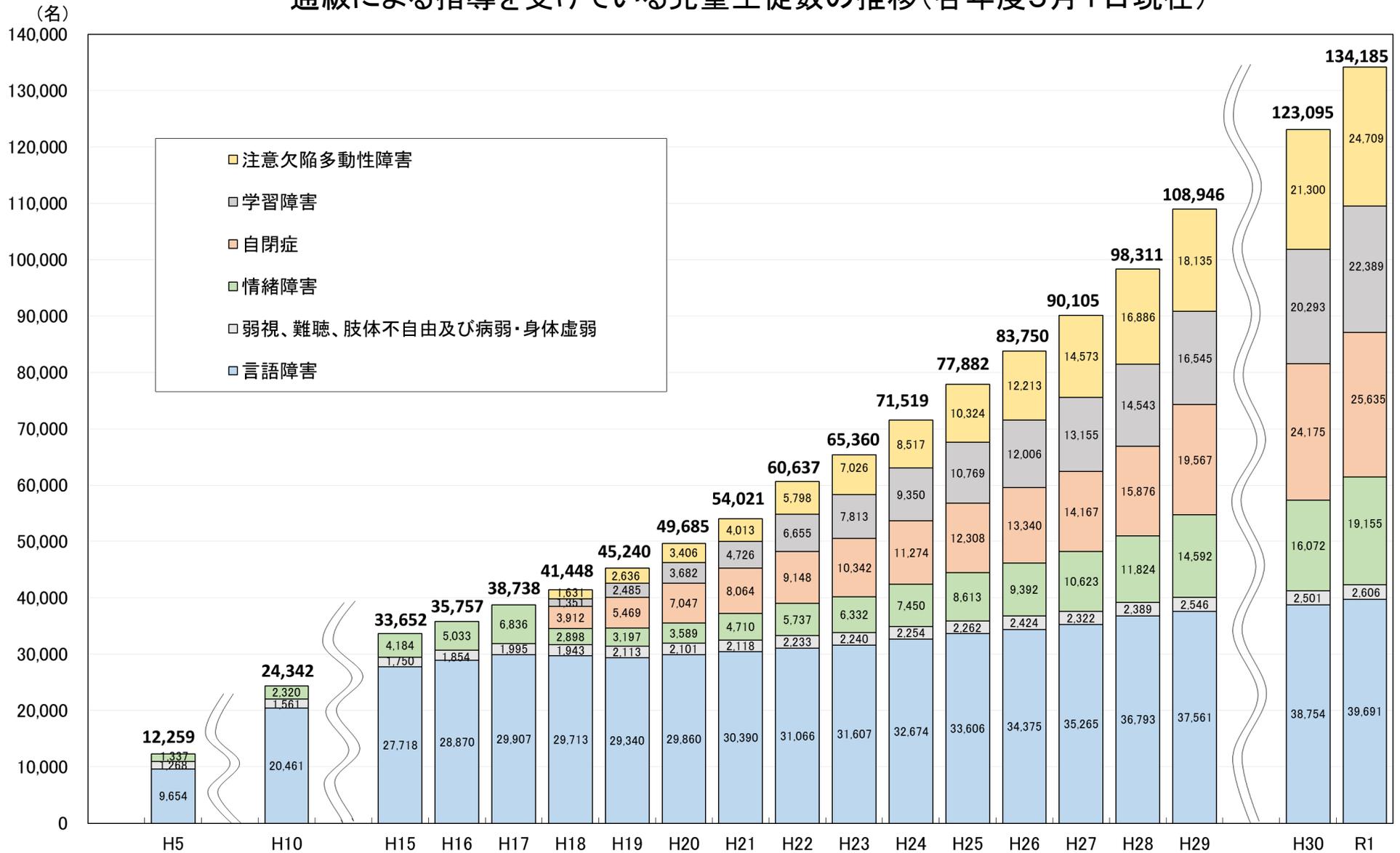
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,946	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,323	326,457

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



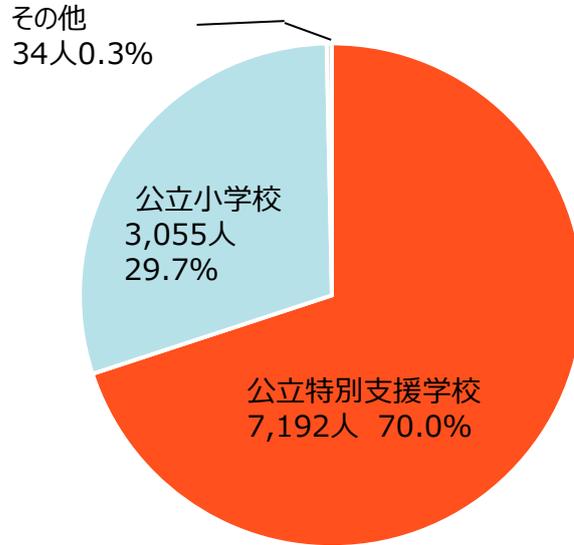
(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

1 平成29年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成28年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先等



(参考：平成24年度以降の状況)

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成24年度	5,954人 (72.0%)	2,293人 (27.7%)
平成25年度	6,190人 (73.2%)	2,230人 (26.4%)
平成26年度	6,341人 (73.3%)	2,274人 (26.3%)
平成27年度	6,646人 (65.8%)	3,420人 (33.8%)
平成28年度	6,704人 (68.2%)	3,079人 (31.3%)
平成29年度	7,192人 (70.0%)	3,055人 (29.7%)

※平成29年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成28年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は54,146人。そのうち10,281人（19.0%）が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

2 公立小・中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数

(1) 学級種別在籍者数

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	13,943人(90.6%)	1,443人(9.4%)	202人(1.3%)	15,386人
中学校	4,543人(87.1%)	671人(12.9%)	49人(0.9%)	5,214人

(2) 障害種別在籍者数

(小学校)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	121人 (0.8%)	103人 (0.7%)	28 (0.2%)	224人
聴覚障害	234人 (1.5%)	239 (1.6%)	139 (0.9%)	473人
知的障害	11,399人 (74.1%)	594人 (3.9%)		11,993人
肢体不自由	868人 (5.6%)	343人 (2.2%)	28人 (0.2%)	1,211人
病弱	545人 (3.5%)	144人 (0.9%)	2人 (0.0%)	689人
重複障害	776人 (5.0%)	20人 (0.1%)	5人 (0.0%)	796人

(中学校)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	43人 (0.8%)	57人 (1.1%)	3人 (0.1%)	100人
聴覚障害	105人 (2.0%)	125人 (2.4%)	40 (0.8%)	230人
知的障害	3,789人 (72.7%)	227人 (4.4%)		4,016人
肢体不自由	258人 (4.9%)	152人 (2.9%)	5人 (0.1%)	410人
病弱	184人 (3.5%)	96人 (1.8%)	1人 (0.0%)	280人
重複障害	164人 (3.1%)	14人 (0.3%)	0人 (0%)	178人

2. 特別支援教育を巡る動向

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**

(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c)個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。

(d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第十六条 国及び地方公共団体は、**障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。**

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(施行：平成28年4月1日)

○国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

○国・地方公共団体等（国公立学校など）や事業者（学校法人など）において、**「不当な差別的取扱い」の禁止**

○国・地方公共団体等（国公立学校など）や事業者（学校法人など）において、**「合理的配慮の提供」が義務付け**※。

○文部科学省では、私立学校をはじめとする民間事業者を対象に、教育分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や、合理的配慮の具体例等を示す「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を作成し、各都道府県教育委員会等に通知し、ホームページに掲載。

※令和3年5月に成立した同法の改正法により、事業者について、合理的配慮の提供が、努力義務から法的義務へと改められた（改正法は、公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）



文部科学省

○障害者の権利に関する条約や、障害者基本法改正の動きを受けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について報告がなされた。

○障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実の重要性について、提言されている。

合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のことです。

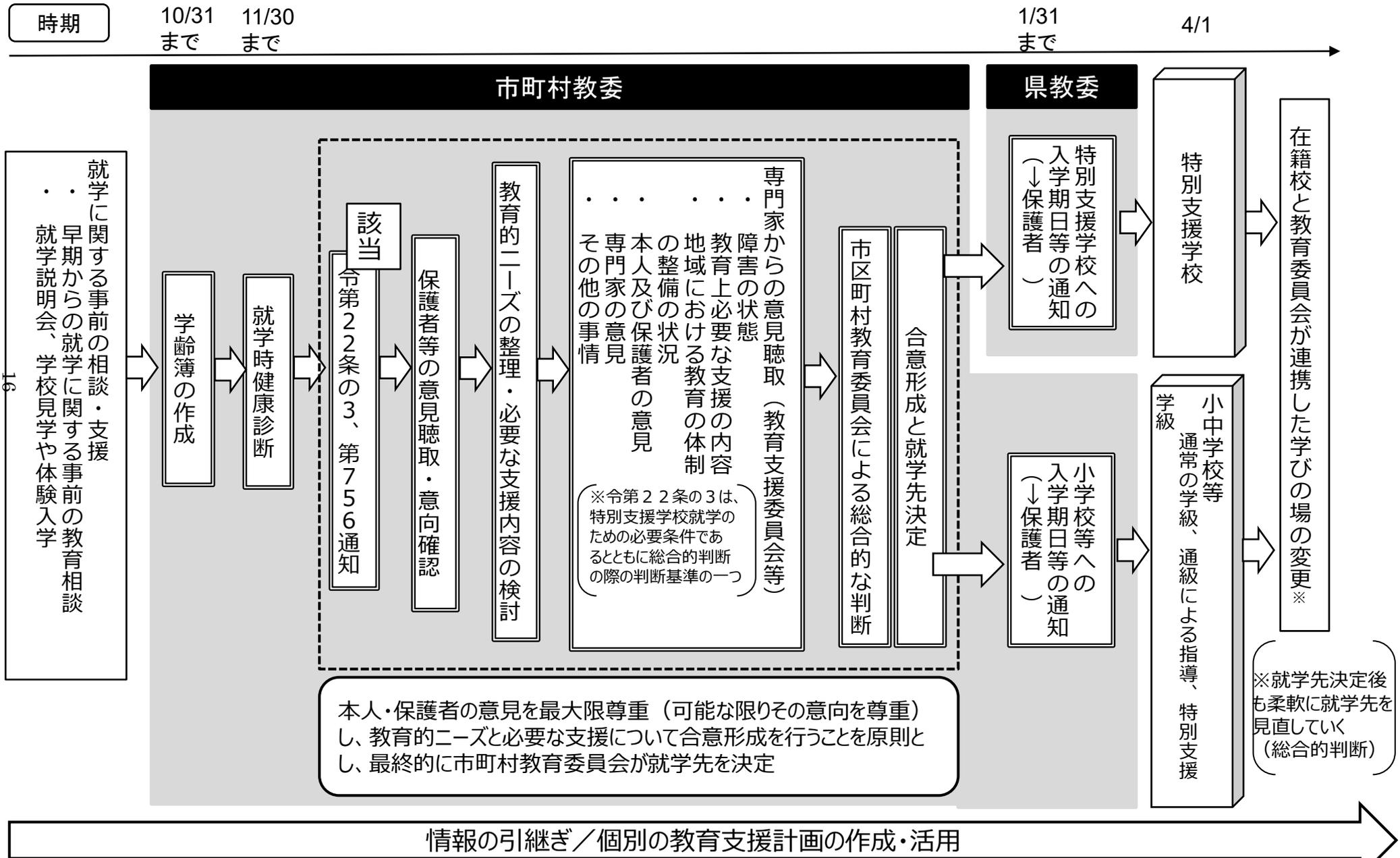
○障害者の権利に関する条約によれば、「**インクルーシブ教育システム**」とは、人間の多様性の尊重等の強化、**障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく**インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。**

○インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要**である。小・中学校における**通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校**といった、**連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要**である。

○基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、**できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき**である。その場合には、それぞれの子どもが、**授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点**であり、そのための環境整備が必要である。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



【参考】 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

(学校教育法施行令第22条の3)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

特別支援学校のセンター的機能（規定等）

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第6節 学校運営上の留意事項 3

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、特別支援学校のセンター的機能の6項目

解説 P.303～

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性 2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援 3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
 - 障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがよりの確に行われるよう、関連資料として、「**個別の教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



- **交流及び共同学習は、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けて大きな意義**を有し、「交流」の側面と「共同学習」の側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要。
- この理念を踏まえ、交流及び共同学習の在り方を含め、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について改めて周知。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- **通級による指導の対象となる児童生徒について**、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、**安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えない**こと。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 障害のある児童生徒が、**必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は**、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、**不適切**であること。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、**特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。**
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。
- 他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

(少子化対策・こども政策)

(略)こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため(略)医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。

(共生社会づくり)

(略)障害者の就労や情報コミュニケーション等に対する支援、難聴対策、難病対策等を着実に推進する。感染症による不安やうつ等を含めたメンタルヘルスへの対応を推進する。

(略)地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備(※)、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する

。

(※)特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を含む。

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(略)ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実(※)、国内同等の学びの環境整備及びその特色を生かした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

(※)特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用を含む。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査の実施について

<目的>

- 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の実態と支援状況を把握し、今後の施策の在り方の検討資料とする。

<これまでの調査結果>

H14調査：6.3%・・・全国5地域の公立小・中学校

H24調査：6.5%・・・全国の公立小・中学校（岩手・宮城・福島を除く）

※本調査は担任教員等がチェック項目に記入した回答に基づくものであり、医師による診断によるものではない。従って、本調査結果は発達障害のある児童生徒の割合等を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を示している。

<調査項目>

- (1) 調査対象：公立小・中・高等学校を対象に学校を無作為抽出。（各600校程度を予定）
抽出された学校から、更に無作為で児童生徒を抽出。

- (2) 調査内容：抽出された児童生徒について

- ①学習面又は行動面に困難のある児童生徒の在籍状況
 - ・学習面や行動面に関する判断項目での該当の有無を調査
- ②当該児童生徒についての支援状況の調査
 - ・通級による指導の利用状況
 - ・特別支援教育支援員などの人的支援状況
 - ・個別の配慮・支援の状況
 - ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用状況 など

H24調査からの変更点

- ・高等学校を新たに対象とした
- ・学習面に関する項目について、中・高等学校の項目を一部追加・修正
- ・支援状況の項目について一部追加・修正

<調査・予定>

- 令和4年1月～2月に調査を実施。

- 令和4年度に集計、有識者会議を開催し、冬頃に公表予定。**

H24年調査の詳細はこちら
(文部科学省HP) 



第2期政務官タスクフォースの概要・成果

検討の背景

特別支援教育へのニーズや認識の高まりから、特別支援教育を受ける子供が増加しており、教育環境等で様々な問題が生じている。障害の有無に関わらず誰もがその個性や能力を伸ばし発揮できる環境の整備を推進することを目的として、鰐淵文部科学大臣政務官を座長とする「今後の特別支援教育の在り方に関するタスクフォース」を文部科学省内に設置。

(検討体制)

主査：鰐淵文部科学大臣政務官 副主査：初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画・防災部長
本部員：大臣官房審議官（初等中等教育局担当）、大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官、
大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、
初等中等教育局財務課長、初等中等教育局参事官（高等学校担当）、初等中等教育局特別支援教育課長

開催実績

主に3つの検討事項（（1）高等学校段階における障害のある生徒への支援、（2）病気療養児への教育支援、（3）特別支援学校の施設整備）について、有識者との意見交換を含む会議（3回）と学校視察（1箇所）等を行い検討を進め、次頁以降の成果をあげた。

第6回（令和4年3月31日）

- 高等学校段階における障害のある生徒への支援及び病気療養児への教育支援の現状について
- 特別支援学校の教室不足の現状及びWGの設置について
- 今後のスケジュールについて

視察（令和4年4月26日）

- 東京都立秋留台高等学校
（学び直しや高校通級の観点）

特別支援学校の施設整備に関するWG

第1回（令和4年4月27日） 第2回（令和4年5月18日）

第3回（令和4年5月30日）

- 都道府県ヒアリングの経過報告について

第7回（令和4年5月20日）

- オンラインヒアリング及び質疑応答
 - ・千葉県立仁戸名特別支援学校
（病気療養児のICTを活用した支援）
 - ・鳥取県教育委員会（出身中学と高等学校との情報共有）
 - ・群馬県教育委員会（通級の効果的・効率的な実施形態）
- 事務局説明（視察報告、高校通級、病気療養児の教育支援）
- 特別支援学校の施設整備に関するWGにおける議論の報告

第8回（令和4年5月31日）

- とりまとめに向けた議論

高校通級・多様な生徒を受け入れる高等学校への支援

【経緯・現状】

- ◆ 高等学校は、入学者選抜の存在や通信制や定時制といった制度の多様性など、義務教育段階とは異なる面があるが、特別支援教育を受ける生徒の数は年々増加。
- ◆ 平成30年度に制度化された高校通級については、令和元年度の調査で、通級が必要と判断された生徒2,485人のうち、1,085人は学校の指導体制が取れなかったために通級指導が受けられなかったことが明らかとなっており、こうした点は参議院決算委員会からの措置要求決議も出されている。
- ◆ また、令和3年度学校基本調査によれば、中学校等の特別支援学級を卒業し、高等学校等に進学する生徒は14,765名となっている。発達障害を要因とする不登校の生徒が通信制高等学校に多く在籍している可能性も考えられる。
- ◆ こうしたことや高等学校における通級指導教室の制度化から5年を経過することも踏まえ、高等学校において、障害を含めた多様な生徒を受け入れるための支援を充実させる方策を検討する必要がある。

【今後取り組むべき内容】

- ◆ 高校通級については、義務教育段階の通級による指導との関係等にも留意しつつ、支援スタッフも含めた指導の実態等を把握した上で、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置等の在り方の検討を進める必要がある。同時に、出身中学校から積極的に高等学校へ情報を引き継ぐことにより潜在的対象者を把握するといった好事例や、通級担当教職員の効果的・効率的な実施形態、配置方法等の検討・横展開も図るべきである。
- ◆ 多様な生徒を受け入れる高等学校への支援については、生徒の「学び直し」に関する各都道府県等の取組に関する調査研究等を実施するべきである。また、生徒が持つ特性等の多様化に対応する進路指導やキャリア教育の充実に向けた検討も行うべきである。

知的障害のある児童生徒に対する支援

○平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒に対して、通級による指導を行う研究事業を実施中。

○新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）【抜粋】

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

（通級による指導等の在り方の検討）

○これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や指導内容、担当する教師の専門性の向上等について、引き続き検討が必要である。例えば、知的障害単一の児童生徒は特別支援学級の対象であるものの通級による指導の対象となっていない。知的障害があってもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあった。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール (予定)

- 4月 障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ
8月～9月 障害者権利委員会に提出

8月15日～9月9日 対面審査@ジュネーブ

⇒9月9日 総括所見 (提案・勧告を含む国連の文書) の採択 (公表日未定)

※2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

3. 近年の施策

3 - 1 .

新しい時代の特別支援教育の
在り方に関する有識者会議（報告）

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 (令和元年9月6日設置)

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン	障害のある子供たちへの指導の充実	教員の専門性の整理と養成の在り方	特別支援教育の枠組み	幼稚園・高等学校段階における学びの場等
-----------------------	------------------	------------------	------------	---------------------

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター (◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）



I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、

① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した体系的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

3 - 2

通級による指導

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

【学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部省告示第7号)】

※平成28年文部科学省告示第126条により一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第140条各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同条の規定による**特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)**を、**小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。**ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)第1章第2款の3(2)のアに規定する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のウに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)の工、才及びカ並びに同款の5(6)の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第1号から第5号まで及び第8号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第6号及び第7号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号)に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間280単位時間以内とする。

3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

通級による指導の対象となる障害の種類及び程度 - 1

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)(抄)

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

通級による指導の対象となる障害の種類及び程度 - 2

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)(抄) - 1

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

義務教育段階における通級による指導の基礎定数化 - 1

「義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)(抄)

◆ 平成29年度から令和8年度の10年間にかけ、通級による指導の担当教員を基礎定数化（13人に1人）

1 改正の概要

①公立の小学校、中学校及び義務教育諸学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等の数の標準の改正

イ 障害に応じた特別の指導であつて、政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）13人につき教員1人をそれぞれ算定する基準を新設すること。

政令で定める特別の指導については、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる指導であつて、平成5年文部省告示第7号で定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる者に対して行われるものとする。

④教職員定数の標準に関する経過措置

平成二九年度については、**義務標準法新第七条第一項第五号及び第六号において新設する算定基準を10年間で実現する方針**の下に、これらの算定基準の10分の一に相当する基準により教頭及び教諭等の数を算定することとともに、**教頭及び教諭等の特例加算について従前の事情を併せて適用**することとする。

(参考1)公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)

第七条

五 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒(特別支援学級の児童又は生徒を除く。)の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の合計数

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

三 当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの

(参考2)公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(抄)

第七条

3 法第十五条第三号の政令で定める事情は、次の各号に掲げる整備を行うことが特に必要であると認められることとし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に定める法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に応じた特別の指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができるよう、当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる場合にあつては、当該整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 法第七条

義務教育段階における通級による指導の基礎定数化 - 2

「義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)(抄) - 1

2 留意事項

- ① 今回の改正により基礎定数が新設され、教員の安定的・計画的な採用・研修・配置が行いやすくなることを踏まえ、**都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会において、正規教員の採用や人事配置を一層適切に行うとともに、研修や人事配置の工夫等により教員の専門性の向上に努め**、その域内において質の高い指導体制を確保すること。
- ② 今回の改正は、学校が直面する教育課題が複雑化・困難化していることに対応するため学校の機能強化を図るものであり、改正法令の趣旨に沿った適切な教職員配置に努めること。
- ③ 今回の改正により教頭及び教諭等の数の算定の基礎に加えられる1 ①イ及びウの指導の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ③ア 地域全体で必要な指導を実施することができるよう、**複数の学校の兼務発令や行政区を超える兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当**であること。
 - イ いわゆる「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの指導形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な指導形態を選択すること。なお、1 ①イ及びウの算定基準による教頭及び教諭等の数の算定は、児童生徒の在籍校の設置者に応じて都道府県または指定都市ごとに行われるものであり、当該指導の担当教員の所属校と対象児童生徒の在籍校の設置者が異なる場合には、必要に応じて当該設置者間において適切な事務処理を行うこと。

義務教育段階における通級による指導の基礎定数化 - 3

「義務標準法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成29年3月31日付28文科初第1854号文部科学事務次官通知)(抄) - 1

2 留意事項

③ウ **特別の教育課程に基づく教育の必要性の有無について、それぞれ関係の告示や通知等を参照の上、専門的な知見を活用しつつ、客観的かつ円滑に適切な判断を行うこと。**また、その際には、各学校及び市区町村教育委員会において、判断の基準なった資料等を適切に管理・保存するなど、適切な事務処理を行うこととし、必要に応じて都道府県教育委員会と連携すること。

エ **障害のある児童生徒については、特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付文科初第756号）」等の通知、文部科学省作成の「教育支援資料」等を参考に、客観的かつ円滑に適切な指導を行うこと。**

③オ 通級による指導を受ける児童生徒については、近年の傾向から引き続きその増加が見込まれることから、専門性のある担当教員を確実に養成するため、**研修の内容及び日数の充実や、新たに通級による指導を担当する教員が着任前にも必要な研修を受けられるようにするなど実施時期の見直し等について検討願いたいこと。**

⑤初任者に対する研修の実施に当たっては、今回の改正により新設される基礎定数に基づく指導教員の配置を含め、効果的な研修の実施に必要な体制の構築に努めること。

個別の教育支援計画の作成 - 1

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成30年8月27日付30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）より

◆ 平成30年に、通級による指導を受ける児童生徒等について、個別の教育支援計画の作成を法令上義務づけ。

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

3. 公布・施行

平成30年8月27日

個別の教育支援計画の作成 - 2

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成30年8月27日付30文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）より

【留意事項】

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

（１）「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。

（２）各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。

（３）個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。

（４）**個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。**…

（略）…

（５）児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。…（略）…

（６）地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けられるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。…（略）

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

…長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、**個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。**…（略）…

また、**各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。**

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、**平成30年度から制度化**。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,485人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,006人であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒1,479人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「指導体制が取れなかったため」との回答が最も多く1,085人、次いで「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が337人、「その他」が57人であった。

(1) 「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(2) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行った生徒の数	(3) (1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】		
		①本人や保護者が希望しなかったため	②指導体制が取れなかったため	③その他※
2,485	1,006	337	1,085	57

※「その他」：不登校、転校・退学、令和2年度から行う予定など

調査結果の詳細（文科省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_01302.html



3 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員301人（対前年度47人増）に必要な経費を地方財政措置。など

(2) 特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3) 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・公表

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

高等学校における「通級による指導」の実施予定状況（調査結果）（2019.3現在）

都道府県

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1	
		うち他校通級受入れ学校数	
北海道	○	4	0
青森県	○	1	0
岩手県	○	2	1
宮城県	○	4	0
秋田県	○	1	0
山形県	○	2	0
福島県	○	1	0
茨城県	○	2	0
栃木県	○	2	0
群馬県	○	3	0
埼玉県	○	4	0
千葉県	○	3	0
東京都	○	1	0
神奈川県	○	3	0
新潟県	○	2	0
富山県	○	4	0
石川県	○	3	0
福井県	○	11	0
山梨県	○	2	0
長野県	○	2	0
岐阜県	○	3	1
静岡県	○	16	0
愛知県	○	2	0
三重県	○	1	0
滋賀県	○	1	0
京都府	○	1	0
大阪府	○	4	0
兵庫県	○	12	0

指定都市

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1	
		うち他校通級受入れ学校数	
奈良県	○	1	0
和歌山県	○	3	0
鳥取県	○	3	0
島根県	○	3	0
岡山県	○	4※2	0
広島県	○	未定※3	—
山口県	○	13	0
徳島県	○	1	0
香川県	○	2	0
愛媛県	○	2	0
高知県	○	4	0
福岡県	○	4	4
佐賀県	○	1	0
長崎県	○	5	0
熊本県	○	4	0
大分県	○	1	0
宮崎県	○	9	1
鹿児島県	○	2	0
沖縄県	○	1	0
合計	47	160	7

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数	
		うち他校通級受入れ学校数	
札幌市	○	1	0
仙台市	—	0	0
さいたま市	—	0	0
千葉市	○	1	0
川崎市	—	0	0
横浜市	—	0	0
新潟市	○	1	0
静岡市	—	0	0
浜松市	—	0	0
名古屋市	—	0	0
京都市	○	2	0
大阪市	—	0	0
堺市	—	0	0
神戸市	○	8	0
岡山市	—	0	0
広島市	○	1	0
北九州市	—	0	0
福岡市	○	4	0
熊本市	—	0	0
合計	7	18	0

（相模原市は高等学校等を設置していないため掲載していない。）

※1 通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校の数。（一つの学校等において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校も含まれる。）

※2 うち1校は、県内の市町村（指定都市を除く。）立高等学校における実施予定箇所数である。

※3 2019年4月現在で、通級による指導を実施する高等学校はないが、県独自に示した通級実施プロセスに応じて段階的に取組を進めている。

3 - 3 .

教師の専門性の向上

趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ **全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
 - ・ **特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。**
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ↔ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) **その他関連事項**

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール（予定）	
10月	第1回会議開催 ・最近の主な提言及び今後の検討課題について
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告案 ②教職課程コアカリキュラム（素案）の検討状況 第7回会議開催 ①報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム案の策定
6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

※令和4年6月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④ 研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4 又は R6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

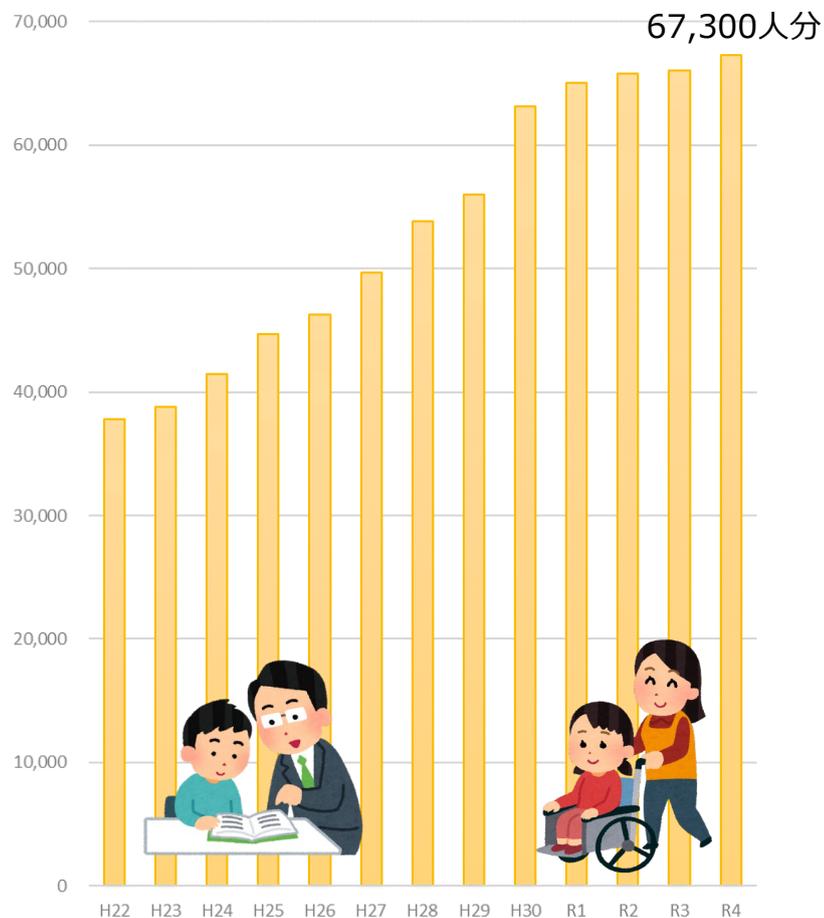
3 - 4 .

教員以外の支援スタッフの充実

- ◆ 特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員といった**教員以外の支援スタッフは、着実に増加。**
- ◆ 医療的ケア看護職員の配置に係る補助金は、**自治体等の計画額が予算額を上回っている。**

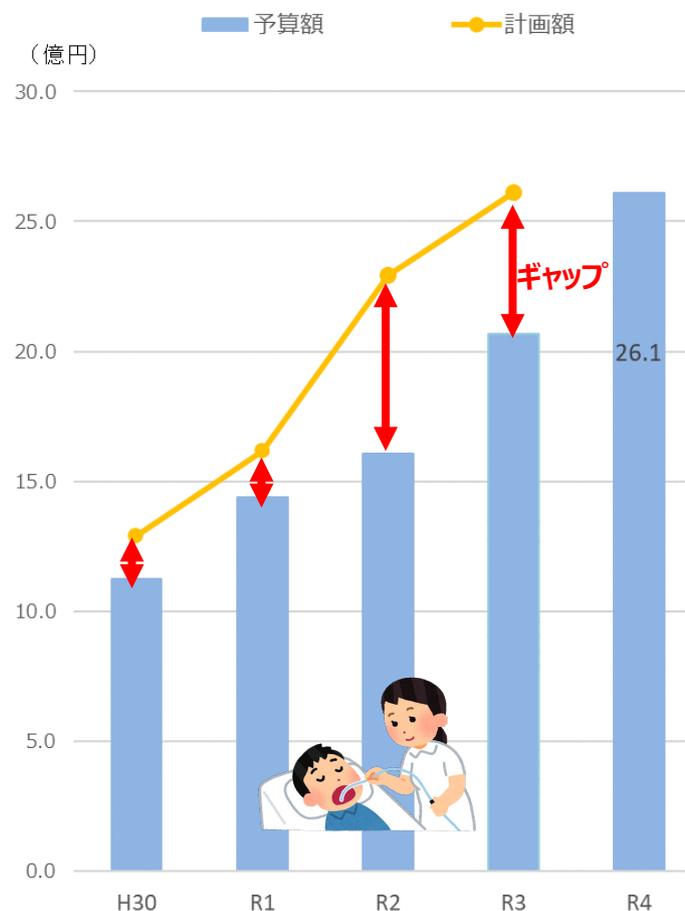
特別支援教育支援員

障害のある子供に対し、日常生活の介助や学習活動上のサポート等を実施。【地方財政措置】



医療的ケア看護職員

医療的ケア児に対し、療養上の世話又は診療の補助に従事。【1/3予算補助】



学校における新たな支援スタッフの学校教育法施行規則への位置付けについて

- ①学校における働き方改革の推進
- ②GIGAスクール構想の着実な実施
- ③④医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒等への対応

のため

- ①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）
- ②情報通信技術支援員（ICT支援員）
- ③医療的ケア看護職員
- ④特別支援教育支援員

を学校教育法施行規則に位置付け、配置を促進

①教員業務支援員

- 教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、資料準備や印刷、帳合、採点補助、消毒をはじめ教員の業務の支援に従事。
- 令和4年度は10,650人の配置経費を措置。今後、学校に標準的に配置されるべき支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

②情報通信技術支援員

- 教員のICT活用（授業、校務等）の支援に従事。
- 令和4年度は4校に1人を配置するために必要となる経費について地方財政措置。今後、GIGAスクール構想の本格実施にあたり学校にとって不可欠な支援スタッフとして、役割の明確化・配置促進を図る。

情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。

③医療的ケア看護職員

- 特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアに従事するために看護師等が配置。
- 令和4年度は各自治体等における配置に係る経費を補助するため、3,000人分の予算を計上。

医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。

④特別支援教育支援員

- 食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポートに従事。
- 令和4年度は67,300人を配置するために必要となる経費が地方財政措置されており、必要不可欠な支援スタッフとなっている。

特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。

その他

※今回の改正にあわせて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの規定を幼稚園にも準用させる

参考：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四節 職員

第64条 講師は、常時勤務に服しないことができる。

第65条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第65条の2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第65条の3 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

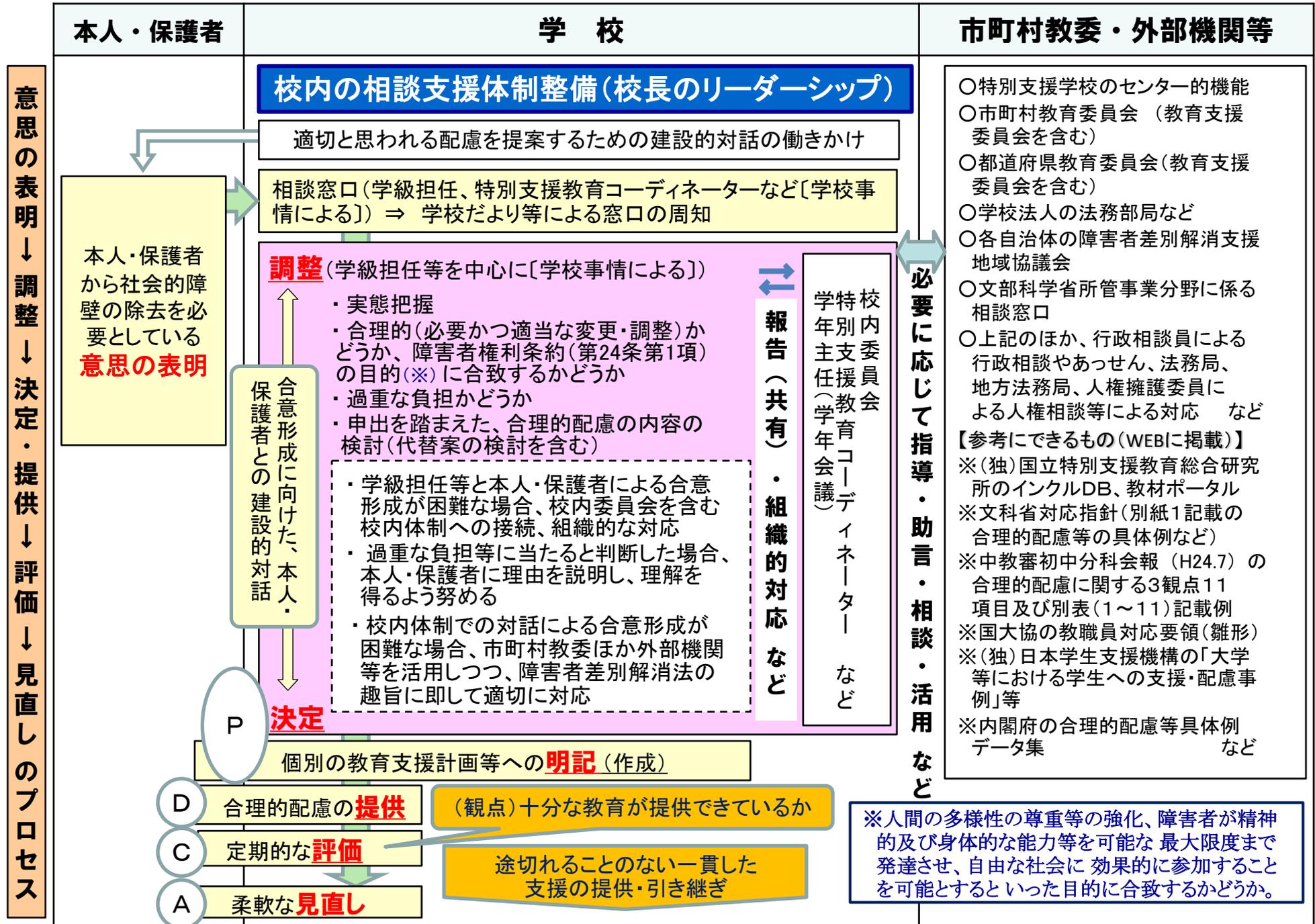
第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

令和3年8月23日 公布・施行

3 – 5.

合理的配慮

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）



インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

平成30年9月下旬より、実践事例の取組を分かりやすくまとめた概要版(実践事例データベースⅡ)、令和2年3月からインクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例及びや関連情報を掲載するとともに、特別支援学校における遠隔授業や新型コロナウイルス感染症対策の取組例等を掲載しています。

令和3年3月16日現在事例掲載数：500件

Aさんは字を書くのが苦手で困っているみたい。なんとかしてあげたいわ。



そうだ！このあいだの研修会で「インクルDB」のお話があったわ。早速調べてみよう。



字を書くことに関するたくさんの事例があるわ。なるほど、こんな合理的配慮もあるのね。



保護者の方と支援の内容や方法について合意形成します



Aさんは、字が書きやすくなったみたい。よかったわ。



4. 想定される主な検討事項とスケジュール

主な検討事項（例）

1. 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方

- 学校種や障害種における現状を踏まえた課題について
- 実施形態（自校通級、巡回通級、他校通級など）の現状を踏まえた課題について
- 学校間の引き継ぎの現状を踏まえた課題について
（特に、高等学校における潜在的な対象者も踏まえ、義務教育段階と高等学校・高等専門学校等）

2. 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方

- 合理的配慮の提供や、特別支援学校によるセンター的機能を通じた支援等の状況について
- 校内支援体制の整備や、特別支援教育支援員の配置等の状況について
- 知的障害のある児童生徒に対する、教育的効果を高めるための指導や支援について
- 国連障害者権利委員会による審査状況や結果を踏まえた、国における更なる支援方策等について

【会議の開催について】

- ・月に1回程度を目安に、オンラインにより開催予定。
 - ・都道府県・市町村教育委員会等へのヒアリングを通じた実態把握等により、成果や課題に関する整理を行いつつ、今後の方策について、年度内に報告をとりまとめていただく予定。
- ※状況によって、変更の可能性があります。

【第2回の開催予定】

令和4年7月12日（火） 16時～18時

○通級による指導の在り方に関する意見交換